

## 公募型プロポーザル方式実施公告

製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る公募型プロポーザル方式実施要領（平成28年3月31日付け27契検第160号。以下「実施要領」という。）に基づき、公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和5年5月31日

南信州地域振興局長

### 1 業務の概要

#### (1) 業務名

「令和5年度 南信州日本一コンテンツ（仮称）普及・開発プロジェクト」企画・運営業務

#### (2) 業務の目的

「南信州日本一コンテンツ（仮称）※」を地域住民に周知することで、南信州のすばらしさを再確認し、草の根的な広がりのある取組みにするとともに、地域を離れた知人や縁者、地域を訪れる観光客、移住希望者等に発信することで、この地域の認知度の向上を図る。

※「南信州日本一コンテンツ（仮称）」とは

南信州地域の住民等が自慢し誇れるもの、または、首都圏や中京圏といった南信州地域外の住民がかけがえのない特徴的なものだと認識したり、興味を抱いたり惹かれるものにストーリーを付して、その内容を地域住民が自らの言葉で語り伝えること。

#### (3) 業務内容

- ①「南信州日本一コンテンツ（仮称）」案の発掘施策の企画・実施
- ②「南信州日本一コンテンツ（仮称）」の検討会議の運営
- ③「南信州日本一コンテンツ（仮称）」を地域内・外に普及するための施策の立案・実施

#### (4) 仕様等

別添仕様書（案）のとおり

※仕様書（案）の委託業務内容は現時点での予定であり、今後提案内容等を踏まえて契約当事者間の協議に基づき変更する可能性がありますので、御了承ください。契約後の仕様変更については、その都度委託者から協議させていただきます。

#### (5) 企画提案を求める具体的内容の項目

##### ア 業務の実施体制

- ・コンテンツ案をストーリー化するまでの基本的な考え方等
- ・コンテンツ案を地域内・外へ普及するための基本的な考え方等
- ・運営体制
- ・業務の実施スケジュール

##### イ 業務に要する経費及びその内訳（委託業務に係る概算経費見積）

##### ウ 類似業務の実績等

#### (6) 業務の実施場所 南信州地域振興局管内

- (7) 履行期間又は履行期限 契約日から令和6年3月25日  
(8) 費用の上限額 6,300,000円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

## 2 応募資格要件

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次の各号に掲げる要件を満たさなければなりません。これらの要件を満たさない者が行った実施要領第19の企画提案書の提出から第31の契約の締結までの手続は無効とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項及び財務規則第120条第1項の規定により入札に参加することができない者でないこと。
- (2) 物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 法人にあつては県税、消費税及び地方消費税、個人にあつては県税、消費税、地方消費税及び個人住民税（個人の市町村民税・県民税）を完納していること。
- (6) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (7) 県内に本店又は支店・営業所を有すること。
- (8) 南信州地域振興局で行う説明会及び打合せに参加できる者であること。

## 3 参加申込書の作成・提出

公募型プロポーザル方式に応募する者は、次に掲げる事項に留意の上、参加申込書を提出するものとします。提出期限（(4) ①）までに参加申込書を提出しない場合は、企画提案書を提出することができません。

- (1) 参加申込書の作成様式  
様式第3号による。
- (2) 参加要件具備説明書類のとりまとめ様式  
様式第3号の附表による。
- (3) 担当課（所）・問い合わせ先

〒395-0034 長野県飯田市追手町2-678

長野県南信州地域振興局リニア活用・企画振興課 担当 福田 太朗

電話 0265-53-0401 ファックス 0265-53-0404

メール minamichi-kikaku@pref.nagano.lg.jp

- (4) 参加申込書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和5年6月12日（月）午後3時（必着）（土曜日、日曜日及び休日※は除く。  
提出時間は午前9時から午後5時まで）

【(※) 長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。】

- ② 提出先 3(3)に同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送又はメールとします。

ただし、郵送の場合は提出期限までに長野県南信州地域振興局リニア活用・企画振興課に到達したもの、メールによる場合は、提出期限までに提出先のメールアドレスで受信できたものに限り、郵送又はメールで提出した場合は、到達の有無を電話で3(3)の担当者を確認してください。

(5) 応募資格要件の審査

応募資格については、参加申込書及び参加要件具備説明書類に基づき審査します。

(6) 非該当理由に関する事項

- ① 参加申込書を提出した者のうち、応募資格要件に該当しなかった者に対しては、該当とならなかった旨及びその理由（非該当理由）を企画提案書の提出期限（6(3)①）の3日前までに、書面により南信州地域振興局長から通知します。
- ② 上記①の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に、書面（様式自由）により南信州地域振興局長に対して非該当理由について説明を求めることができます。
- ③ 非該当理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日（土曜日、日曜日及び休日は除く。）以内に書面により回答します。
- ④ 非該当理由の説明請求の受付
  - ア 受付場所 3(3)に同じ。
  - イ 受付時間 上記②の期間中、午前9時から午後5時まで。（土曜日、日曜日及び休日は除く。）

(7) その他の留意事項

- ① 応募資格要件の非該当者以外の者への通知は行いません。
- ② 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

#### 4 説明会

- (1) 開催日時 令和5年6月14日（水） 午前10時から（予定）
- (2) 開催場所 飯田合同庁舎 302号会議室
- (3) 注意事項 説明会に参加する者は、令和5年6月12日（月）の午後4時までに、説明会参加の旨を3(3)の担当者に電話またはメールで連絡するものとします。期限までに連絡の無い場合は、説明会に参加することができません。

#### 5 不明な点がある場合の質問の受付場所、受付期間、受付方法及びその回答方法

- (1) 受付場所 3(3)に同じ。
- (2) 受付期間 令和5年6月26日（月）まで（提出時間は午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び休日は除く。））
- (3) 受付方法 業務等質問書（様式第6号）を電子メールにより提出するものとします。

- (4) 回答方法 南信州地域振興局長が求める企画提案項目に係る質問及び企画提案書の提出等の事務手続に係る一般的な質問の場合は、令和5年6月30日（金）までに長野県公式ホームページで公表します。

## 6 企画提案書の作成・提出

### (1) 提出書類

- ① 企画提案書(様式第8号)
- ② 企画書(プレゼンテーション資料)

別添仕様書（案）に示す内容を反映させるとともに、6(4)の選定基準を参考にしてください。また、原則として全てA4サイズとしてください。

### ③ 概算見積書

業務に要する経費は、本業務の実施に当たり必要な経費の合計額を記載してください。また、経費の合計額は1(8)に示す費用の上限額以内となるようにしてください。

### ④ 会社概要又はパンフレット(写し可)

### (2) 企画提案書に関する質問の受付場所、受付時間、受付方法及びその回答方法

- ① 受付場所 3(3)に同じ。
- ② 受付時間 午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)
- ③ 受付方法 業務等質問書(様式第6号)をメール等により提出するものとします。
- ④ 回答方法 企画提案内容に係る質問の場合は、原則として非公開としますが、質問者に対してはメール等により回答します。

### (3) 企画提案書の提出期限並びに提出先及び方法

- ① 提出期限 令和5年7月3日(月)(土曜日、日曜日及び休日は除く。提出時間は午前9時から午後5時まで)
- ② 提出先 3(3)に同じ。
- ③ 提出部数 6部
- ④ 提出方法 持参又は郵送とする。

ただし、郵送の場合は提出期限までに到達したものに限り、郵送で提出した場合は、必ず、到達の有無を電話で3(3)の担当者に確認してください。

### (4) 企画提案の選定基準

企画提案は、次の基準に基づいて選定されます。

審査項目		評価内容	配点
1 業務 の実 施 内 容	コンテンツ案の発掘施策の企画・実施	本業務の趣旨を理解し、課題等に対する理解度が高く、提案内容の企画力、運営力が優れているか。	20
	検討会議の運営	検討会議の委員の連絡調整を円滑に行い、会議での意見をまとめられるか。	20
	地域内・外に普及するための立案・実施	作成したコンテンツを地域内外に普及するための効果的な提案がなされているか。	20

2 業務の実施体制・スケジュール	事業の実施に効果的なスケジュールであるか。県及び関係者等との連絡調整を円滑に行うことができる体制となっているか。	10
3 見積額の評価	見積額は委託概算額の上限額の範囲内か。算定根拠は明確に示され、妥当な内容となっているか。	10
4 事業実施能力の評価	類似履行実績から、本事業の実施計画は実現性が高いか。	20
合 計		100

(5) 企画提案の選定の方法

- ① 企画提案の選定に当たっては、企画提案評価会議を設置し、提出された企画提案書を(4) 企画提案の選定基準に基づき書面評価を行い、その合計点が最高点となった者を選定します。ただし、評価の結果、最高点となった者の評価点が満点の6割未満の場合は選定しません。
- ② 企画提案書の選定に当たっては、企画提案評価会議を開催し、提出書類及びプレゼンテーションにより評価を行いますので、出席してください。
- ③ プレゼンテーションの実施日時及び場所  
令和5年7月10日(月) 飯田合同庁舎 502・503号会議室(予定。時間は各参加者へ個別に連絡します。)
- ④ 企画提案書の補足資料がある場合には、プレゼンテーション時に提出することができます。

(6) 選定者、非選定者への通知及び公表に関する事項

- ① 企画提案書を提出した者のうち企画提案が選定され、見積業者に選定された者に対して、その旨を見積業者選定通知書により南信州地域振興局長から通知します。
- ② 上記①以外の者に対して、選定されなかった旨及び選定しなかった理由(以下「非選定理由」という。)を見積業者非選定通知書により南信州地域振興局長から通知します。
- ③ 見積業者を選定したときは、遅滞なく、見積業者選定経過書(様式第13号)及び企画提案評価会議評価書(様式第9号)を長野県公式ホームページに掲載するとともに、南信州地域振興局リニア活用・企画振興課において閲覧に供します。

(7) 非選定理由に関する事項

- ① (6) ②の見積書非選定通知書を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び休日は除く。)以内に、書面(様式自由)により南信州地域振興局長に対して非該当理由について説明を求められます。
- ② 非選定理由についての説明を求められたときは、書面を受理した日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び休日は除く。)に書面により回答します。
- ③ 非選定理由の説明請求の受付  
ア 受付場所 3(3)に同じ。  
イ 受付時間 上記①の期間中、午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日及び休日は除く。)

## (8) その他の留意事項

- ① 企画提案書は複数提出することはできません。
- ② 提出された企画提案書の内容は、変更することができません。
- ③ 提出された企画提案書は、返却しません。
- ④ 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。
- ⑤ 提出された企画提案書は、企画提案書の選定以外には提出者に無断で使用しません。
- ⑥ 参加申込書及び企画提案書に虚偽の記載をした者並びにプレゼンテーションにおいて虚偽の説明をした者は、失格とするとともに、虚偽の記載又は説明をした者に対して入札参加停止を行うことがあります。

## 7 契約書案

別添契約書（案）のとおり

## 8 見積書の提出

- (1) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して3日以内（3日目が土曜日、日曜日及び休日の場合は、休日明けまで）に、見積書（様式第14号）により南信信州地域振興局長に対して提出するものとします。
- (2) 見積書が、(1)の期限までに到達しないときは、当該見積は無効とします。
- (3) 見積書の提出の依頼の通知を受けた者は、見積を辞退しようとするときは、理由を示した辞退届を提出してください。
- (4) 見積を辞退した者は、これを理由として、以降の公募型プロポーザル方式等への参加について不利益な扱いを受けることはありません。

## 9 契約経過の公表

契約を締結した場合は、遅滞なく、契約業務名、履行場所、業務概要等の契約情報について、長野県公式ホームページに掲載するとともに、南信州地域振興局リニア活用・企画振興課において閲覧に供します。

## 10 その他

- (1) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (2) 関連情報を入手するための窓口  
3(3)に同じ。
- (3) 必要に応じて参加申込に関する照会を行う場合があります。
- (4) 本業務の委託仕様書は契約候補者が提出した提案書が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。なお、協議が整わなかった場合は、契約を締結せず、次点者と協議を行うものとします。